

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2026年8月5日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：ラオス国チャオ・アヌウォン・スタジアムを中心としたウェルビーイングなまちづくりプロジェクト
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「事業実施・支援業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書

業 務 名 称：ラオス国チャオ・アヌウォン・スタジアムを中心としたウェルビーイングなまちづくりプロジェクト

調達管理番号：26a00399

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者で行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2026年8月5日

独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：ラオス国チャオ・アヌウォン・スタジアムを中心としたウェルビーイングなまちづくりプロジェクト

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修・本邦招へいに係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修・本邦招へいに分けて積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2026年10月 ～ 2029年9月

上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。契約履行期間の分割の結果、各期の契約履行期間が12か月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12か月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第1回（契約締結後）：契約金額の13%を限度とする。

2) 第2回(契約締結後13か月以降)：契約金額の13%を限度とする。

3) 第3回(契約締結後25か月以降)：契約金額の13%を限度とする。

(6) 部分払の設定

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。¹具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

1) 2027年度(2027年9月頃)

2) 2028年度(2028年9月頃)

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

社会基盤部 都市・地域開発グループ 第一チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2026年 8月 10日 まで
2	企画競争説明書に対する質問	2026年 8月 19日 12時まで
3	質問への回答	2026年 8月 24日まで
4	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2026年 8月 28日 12時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	評価結果の通知日	2026年 9月 8日まで
7	技術評価説明の申込日(順位が第1位の者を除く)	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで (申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023年7月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

¹ 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・ 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記2. (3) 参照

2) 提出先 : <https://forms.cloud.microsoft/r/hwJ3qwcpGN>

なお、公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイトPARTNERを通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

1) プロポーザル・見積書

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。
- ② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。
本見積書と別見積書はPDFにパスワードを設定し格納ください。ファイル名は「24a00123_〇〇株式会社_見積書 (または別見積書)」としてください。
- ③ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。パスワードは別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。
- ④ 別見積については、「第3章4. (3) 別見積について」のうち、1) の経費と2)～3) の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください (ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします)。
- ⑤ 別提案書 (第3章4. (2) に示す上限額を超える提案) がある場合、PDFにパスワードを設定し格納ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてからメールでe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

(3) 提出先

国際キャリア総合情報サイトPARTNER (<https://partner.jica.go.jp/>)

(ただし、パスワードを除く)

(4) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) 別提案書(第3章4.(2)に示す上限額を超える提案がある場合)

7. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙5の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価(技術評価)を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点(100点満点中60点)を下回る場合には不合格となります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

また、第3章4.(2)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず(プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします)、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

(1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ(副業務主任者1名の配置)としてシニア(46歳以上)と若手(35～45歳)が組んで応募する場合(どちらが業務主任者でも可)、一律2点の加点(若手育成加点)を行います。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点(若手育成加点後の評価点)について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知と公表

評価結果(順位)及び契約交渉権者を上記2.(3)日程の期日までにプロポーザ

ルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書（案）

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。

プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

1. 企画・提案を求める水準

【JICAが主な活動レベルまでを提示する場合】

☒ 応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録（以下、「R/D」）で設定したプロジェクトの目標、成果、主な活動に対して、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.（2）「2）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	関係者との合意形成 本案件では、ウェルビーイングなまちづくりを推進するために、省庁や地域ステークホルダーなど多様な関係者を積極的に巻き込み、創意工夫を重視した柔軟なアプローチが必要とされる。関係者と合	第3条 実施方針及び留意事項 2. 本業務に係る実施方針及び留意事項 （3）プロジェクトの目指すべきこと （7）「まちづくり調整（合意形成）/業務調整専門家（長期専門

	意形成を行うための実施手法及びプロセスで取り入れる工夫を提案すること。	家)」及び「スタジアム企画運営アドバイザー」（人間開発部主管：現地滞在型長期専門家）との戦略的な連携
2	<u>持続可能かつウェルビーイングなまちづくりの地区詳細計画の作成</u> 本案件を通じて蓄積される経験や知見を活用し、案件終了後もC/P機関が自立的且つローコストで計画策定やまちづくりを推進できるようにする必要がある。本業務の実施手法及びプロセスで取り入れる工夫を提案すること。	第3条 実施方針及び留意事項 2. 本業務に係る実施方針及び留意事項 (3) プロジェクトの目指すべきこと (10) 成果2
3	<u>本邦研修の内容</u> 本邦研修の内容、実施時期及び日程案を提案すること。第一回目の研修先は、候補先自治体と調整を進めているため、その候補先での実施を前提として提案すること。第二回目の研修先は未だ検討段階であるため、現在の候補先以外の他の提案も歓迎する。具体的な自治体名については配布資料「連携自治体案」を参照のこと。	第3条 実施方針及び留意事項 2. 本業務に係る実施方針及び留意事項 (5) 共創環流 第4条 業務の内容 2. 本業務にかかる事項 (2) 本邦研修

3. その他の留意点

- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。

- ① 特殊傭人費（一般業務費）での備上。
- ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第3章「2.業務実施上の条件」参照）。
- ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「3.競争参加資格」参照）。

- 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。
- ☒ プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書(案)に加えて、詳細計画策定調査報告書を参照してください。

【2】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標達成に資することを目的とする。

第2条 業務の背景

別紙1「案件概要表」のとおり。

- ・ 詳細計画策定調査実施時期：2026年1月
- ・ RD署名：2026年5月14日

☒ 別紙1「案件概要表」と本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載間の齟齬がある場合は、本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載が優先される。

第3条 実施方針及び留意事項

1. 共通留意事項

別紙2「共通留意事項」のとおり。

2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

プロジェクトの狙い

(1) 要請の背景

現在、無償資金協力「チャオ・アヌウォン・スタジアム改築計画」が進められている。同事業は、障害者を含むアスリートや市民によるスタジアムの利用を通じて、国内の障害者の社会参加の促進、スポーツ・文化活動の振興、都市環境の改善に寄与することを目的としている。一方で、ラオス政府からは、スタジアム施設そのものの整備に加え、周辺エリアにおけるインクルーシブな空間形成やアクセシビリティの向上を含む、周辺エリア全体の活性化及びまちづくりへの支援についても期待が寄せられている。具体的には、ラオス側からは、現在の General Plan は建築許可、開発許可ベースとするには不十分であり、より狭い範囲を対象とした Detail Urban Plan（地区詳細計画）の作成およびそれに伴う能力強化の要望が挙げられた。

(2) ウェルビーイングなまちづくりの定義

本案件の協力対象エリア（スタジアム周辺）にはスタジアムに加え、商店、宿泊施設、オフィス、教育機関、官公庁、博物館、住宅地、寺院（歴史地区）など多様な都市機能が集積している。またその中で考慮すべき要素として、ユニバーサル・アクセシビリティ、スポーツ、ウォークアビリティ、BRT、観光振興、経済活性化等が挙げられる。このため、本案件を特徴づける特定のテーマや視点のみに焦点を当てることは、対象地区の多面的な価値や課題を十分に捉えられないだけでなく、一部の関係者や利用者を結果として排除してしまう可能性がある。このような背景を踏まえ、本案件では、対象地区に関わる多様な主体を包括する上位概念として「ウェルビーイング」をプロジェクトのコンセプトに位置付ける。

本プロジェクトにおける「ウェルビーイングなまちづくり」は現時点で以下のよう

に定義する：

都市の空間、制度、サービスの改善を通じて、人々が安全に移動でき、特に歩きやすい環境を確保する。また、公共空間や公共サービスへのアクセスを可能とし、まちづくりの計画立案や事業実施に関する意思決定への主体的な参加を目指す。あわせて、障害者や女性を含む多様なステークホルダーの参画と意見を重視し、安全性・快適性・経済性の観点から、多様な人々の生活の質の向上を図る。

ただし、上記の定義は現時点における暫定的な定義であり、今後案件を推進していく中で、ラオスの人々にとってのウェルビーイングの意味や構成要素について、地域ステークホルダーや関係者とも協議を重ねながら整理していく。その上

で、本体案件におけるウェルビーイングの概念について、関係者間でより狭義かつ実務的な共通認識の醸成を目指し、その認識に伴って地区詳細計画の策定モデルストリート整備を進めることとする。

(3) プロジェクトの目指すべきこと

ウェルビーイングなまちづくりの推進を通じて、C/P機関の都市開発・まちづくりに係る実務能力の向上を主要な目的とする。

本案件は日本人専門家が主導して計画を作成するのではなく、C/P機関が主体となって関係機関や住民等との合意形成を進め、自ら計画策定に取り組むことを基本方針とする。日本人専門家は、C/P機関による主体的な取組を支援しながら技術移転を行う。したがって、地区詳細計画の策定やモデルストリート整備が目的そのものではなく、能力強化のための実践の機会として位置付けるものとし、将来的にラオス側が他地区においても自立的に計画策定及び事業実施を行えるようになることを目指す。

さらに、多様な関係者を積極的に巻き込み、創意工夫を重視した柔軟なアプローチを採用する。また、本案件を通じて蓄積される経験や知見を活用し、案件終了後の持続性を確保する観点から、大学等の教育・研究機関との連携を推進し、ローコストな手法の活用を検討する。加えて、これまでの協力事業の既存成果を積極的に活用する。

(4) プロジェクトの構成

本事業では、以下のとおり3つの成果を設定している。

- 成果1：スタジアムを中心としたウェルビーイングなまちづくりにかかる地域ステークホルダーとの合意形成の体制が整備される。
- 成果2：地域ステークホルダーと共にウェルビーイングなまちづくり計画を策定する能力が強化される。
- 成果3：ウェルビーイングなまちづくり推進能力が強化される。

(5) 共創環流

本案件では、ラオスと日本の地方自治体との共創及び知見の環流を促進し、将来的に発展的な連携につなげることも期待されている。これまでの事前検討、意見交換及び現地訪問等を通じて、第一回本邦研修の訪問先として中部地方の2都市を想定し、調整を進めている。また、第二回本邦研修の訪問先として、他の自治体との連携を今後検討していく（なお、想定される自治体については配布資料「連携自治体案」を参照すること。記載の自治体への個別の問い合わせは決して行わないこと。契約締結後は、主管部を窓口として打ち合わせ等調整予定。）。

各自治体への視察や講義といった従来型の本邦研修の内容に留まらず、自治体、学校、地域住民、民間団体等との相互交流の場も盛り込むことを目指す。また、可能であれば自治体職員によるラオス訪問や現地セミナー開催等も想定（自治体職員の渡航や現地セミナーに係る経費は JICA から直接支出することを想定しているため、本契約には含めない）。案件終了後の将来的な関係性の持続・発展を見越し、多様な主体を巻き込んだ関係構築や協働の機会創出を目指す。なお、共創環流にかかる自治体との調整は、当案件主管部、現地滞在型長期専門家（詳細は（7）参照）を主担当とする。受注者は上記を考慮しつつ、本邦研修のコンテンツ・内容を検討し、主担当と密な連携のもと実施する。

実施体制に関する方針 本事業に関わる人々

（6）先方実施体制

本プロジェクトは、公共事業運輸省（MPWT）住宅都市計画局（DHUP）を C/P とした技術協力の要請書がラオス国政府から提出されたものである。本プロジェクトでは DHUP とビエンチャン都公共事業局（DPWT）を主要なカウンターパートとする。

ウェルビーイングなまちづくりの推進においては様々な関連機関との調整が必要となるため、合同調整委員会（Joint Coordinating Committee：以下、「JCC」という。）を通じてプロジェクトの活動について議論、共有し、意思決定を図る。日々の実務については、テクニカルワーキンググループ（TWG）や地域ステークホルダーミーティングを通じて関係機関との活動・協議を進める。

またJCC開催においては、スタジアムの運営を担う教育スポーツ省（MoES）やインクルーシブを担う労働社会福祉省の参加も予定している。さらに、計画作成の技術や知識の普及のために、大学等広範囲の関係者との連携を目指す。（本案件へのラオス大学の協力について打診中。具体的な内容については（9）成果2を参照）

（7）「まちづくり調整（合意形成）/業務調整専門家（現地滞在型長期専門家）」及び「スタジアム企画運営アドバイザー」（人間開発部主管：現地滞在型長期専門家）との戦略的な連携

本案件では、案件開始後約6か月を目途に、「まちづくり調整（合意形成）/業務調整専門家（現地滞在型長期専門家）」（以下、長期専門家）が派遣される予定である（国内にて派遣前業務委嘱も想定）。受注者は、長期専門家と緊密に連携しながら各成果の達成に取り組むことを前提とする。

特に成果1については、受注者と長期専門家が協働する。まず、地域ステーク

ホルダーの把握（活動 1-1）及びステークホルダー組織の設置（活動 1-2 の一部）を受注者が担い、設置後、多様な関係者との関係構築や定期的なステークホルダー会議の運営・調整（活動 1-2 の一部）は長期専門家が担当する。また、Study visit（活動 1-3）実施において、研修内容の企画・検討・実施は受注者が担う一方、日本の自治体関係者と調整は、主管部及び長期専門家を主担当とし、本邦研修受け入れ前の調整業務を担う。キックオフイベント（活動 1-4）については、受注者は、長期専門家及び「スタジアム企画運営アドバイザー」（人間開発部基礎教育グループ基礎教育第一チーム主管・現地滞在型。2026 年 8 月派遣予定。以下、スタジアム企画運営アドバイザー）と連携して内容を企画・検討し、受注者が実施する。また、啓発活動及び能力強化に係る取組（活動 1-5）については、受注者が内容を企画・検討し、長期専門家が在外事業強化費を活用して実施することを想定している。

成果2については、受注者を主担当とし、地区詳細計画の策定に係る技術的支援を担う。長期専門家は地域ステークホルダー、大学、関係行政機関等との連携・調整を担い、地域の意見やニーズを計画策定プロセスに反映できるよう支援する。成果3については、受注者を主担当とする。モデルストリート整備およびモデルストリートを活用したイベントについては、受注者が長期専門家及びスタジアム企画運営アドバイザー、スポーツ教育省、地域ステークホルダーと協議しながら内容を企画・検討し、受注者が実施する。長期専門家は、関係行政機関等との連携・調整を担い、地域の意見やニーズがモデルストリート整備やイベント実施計画に反映できるよう支援する。

各成果の位置付けと協力アプローチ

（8）成果1

成果1では、「スタジアムを中心としたウェルビーイングなまちづくりにかかる地域ステークホルダーとの合意形成の体制が整備される」ことを目指す。

ウェルビーイングなまちづくりを推進するため、CAスタジアムを核として地域ステークホルダーを特定・把握し、地域ステークホルダーミーティングを組織する。また、長期専門家及びスタジアム企画運営アドバイザーと連携して（スタジアムのスポーツ活動等の連携も想定して）キックオフイベントを企画・実施し、イベントを契機に本案件で目指す方向性について関係者間で共有し、共通のビジョンの形成を図る。

（9）成果2

成果2では、「地域ステークホルダーと共にウェルビーイングなまちづくり計画を策定する能力が強化される」ことに取り組む。

ウェルビーイングなまちづくりの実現に資する都市整備の推進を目的として、協力対象地域のDetail Urban Plan（地区詳細計画）の策定を支援する。また、本案件を通じて得られた経験や手法が他地域にも展開できるよう、汎用性及び再現性を意識した計画策定を行う。計画策定に当たっては、C/P機関が主体となって実施し、日本側は技術的助言を行いながら協働する。あわせて、計画策定プロセスを通じて、地域との合意形成手法や計画策定に係る実践的能力の向上を図る。

ウェルビーイングなまちづくりのための地区詳細計画作成に当たっては、対象エリアの多様な特徴も考慮し、ユニバーサル・アクセシビリティ、ウォークビリティ及びセイフティ（安心・快適な移動）の向上を基本としつつ、スタジアムで行われるスポーツ活動や各種イベントとの連動も図るものとする。また、土地利用の規制・誘導・保全の検討に当たっては、観光及び経済活動の活性化についても考慮する。さらに、地区詳細計画は単なる規制手段ではなく、地域の価値向上及びウェルビーイングの実現するための手段であることから、イベントや広報等も活用しながら、地域関係者へ上記の認識の共有を促し、主体的な参加及び合意形成を促進することが望ましい。

なお、ベースとなる地図については、GIS-PFをベースに、ラオス大学と連携し、学生によるOpen Street Mapへの情報追加更新作業を行うことを想定し協議中である。現時点ではこれらのデータを基礎情報として活用し、地区詳細計画を作成することを検討している。

さらに、協力対象エリアではADBによる「Vientiane Sustainable Urban Transport Project (VSUTP)」が実施されており、BRT、駐車場整備、交通管理及び歩行環境改善等の取組が進められている。本プロジェクトはADB事業に直接依存するものではないものの、関連する計画内容に影響を受ける可能性があるため、ADB及び関係機関から継続的に情報収集を行うとともに、同事業の成果や方向性との整合性に十分留意しながら検討を進めるものとする。

（１０）成果３

成果３では、「ウェルビーイングなまちづくり推進能力が強化される。」ことに取り組む。

成果２で作成するガイドライン案を踏まえ、スタジアム周辺地区において、試行的に小規模なモデルストリートの歩行者空間等を整備することを想定しており、対象候補地はスタジアムから延びる1km未満の道路空間とする。

モデルストリートの整備に当たっては、単発的な整備ではなく、地区全体の回遊性向上や魅力向上に資することを目指し、連続性及びストーリー性を有する空間形成の視点を重視する。

整備内容及び対象範囲については、C/Pや地域ステークホルダーとの検討・合意の結果を踏まえ、JCC（合同調整委員会）において決定する。なお、候補地選定にあたっては、（9）に記すとおり、ADB事業の成果を損なったり矛盾したりすることがないように留意する。また、計画策定から整備、活用に至る一連のプロセスにおいては、障害者団体や沿道・近隣のビジネスオーナー等を含む多様なステークホルダーの参加を促し、街歩き調査や啓発活動等を通じてユニバーサルデザインの視点を反映する。整備の工事に伴い周辺施設への影響が認められる場合には、JICA主管部及びラオス事務所とも協議しつつ、慎重に検討する。

環境社会配慮については、現時点で試行的かつ小規模と想定しているため「C」とされているが、整備内容が確定した時点で、改めて主管部へ確認・協議すること。

気候変動適応の観点からは、妥当性や実現可能性を考慮した上で、洪水被害の軽減を目的とした浸透性歩道舗装や雨水浸透枳の導入を検討する。ただし、透水性ブロック舗装材は現時点においてラオス国内で生産されていないことから、調達面及び維持管理面での持続可能性に十分留意するものとする。

なお、モデルストリートを活用したイベントについては、スタジアムのスポーツ活動等の連携も想定しつつ、長期専門家、スタジアム企画運営アドバイザー、スポーツ教育省、地域ステークホルダーと協議しながら内容を企画・検討して実施する。

ウェルビーイングなまちづくりガイドラインについては、現時点で何らかの拘束力をもつことを指標としてはいないが、C/Pと協議を重ね、しかるべき影響力やステータスを目指すことが望ましい。

プロジェクト活動に取り入れる視点

（１１）気候変動緩和策の視点

本プロジェクトは、温室効果ガスを2030年までにBAU比60%削減するという同国のパリ協定に基づく「自国が決定する貢献（NDC）」における目標と矛盾が無い。また、本事業の中の、モデルストリート整備において、気候変動の影響に強靱な設計・施工を行う予定であり、気候変動適応策（副次的目的）に資する。

（１２）環境社会配慮の視点

本事業の環境社会配慮カテゴリはCとなっているが、プロジェクト実施段階で環境影響を生じさせる活動が行われる場合にはJICAガイドラインに従ってカテゴリ分類の再検討を行い、発注者と協議する。

（１３）ジェンダー主流化

本件は小規模案件であるためジェンダー案件化の対象ではないが、案件の実施に当たってはジェンダー課題へも対応を行う。詳細計画策定調査において、建設分野・都市開発分野では女性人材が少なく、意思決定過程への女性の参画機会が限定的であることから、都市開発において女性の視点が十分に反映されていないことが課題として確認された。このため、JCC（合同調整委員会）、ワーキンググループ及び地域ステークホルダー会議においては、ラオス女性同盟とも連携しつつ、会議運営配慮（ハイブリット形式の活用や発言機会の確保等）を通じて女性の参画を促進する。また、具体的な取り組み事項として、地区詳細計画やモデルストリート整備においては、子育て世代にも配慮した計画・設計を行い、女性の視点が計画・事業に反映されるよう取り組むことが考えられる。さらに、まちづくりイベントではスタジアムとも連携しながら、女性起業家やストリートバンダー等のイベントへの参加促進が想定される。加えて、これらの取り組みについては、ラオス女性同盟とも連携しながら、メディアや SNS を活用した情報発信に努める。

（１４）障害主流化

まちづくりの計画、実施、合意形成のプロセスに障害のある人々や当事者団体が参画することを必須とする。また、関連機関および一般市民を対象に、まちづくりにおけるユニバーサルデザインとウォークアビリティに関する啓発ワークショップを実施する。また、会議やイベントの実施に際しては、会場や運営方法など、障害当事者への配慮を行い、参加を促すこと。

加えて、障害者は物理的なバリアだけでなく、理解不足や偏見といった社会的なバリアにも直面することが多い。スポーツはそういった意識面でのバリアを取り払うのに非常によいきっかけとなるため、スタジアム企画運営アドバイザーとも協働し、スタジアムのスポーツ活動とまちづくりの連携を検討すること。

（１５）スポーツ

日本の「スタジアムシティ」のコンセプトに代表されるように、スタジアムを中心としたまちづくりでは、スタジアムで行われるスポーツ活動や各種イベントをスタジアム企画運営アドバイザーと連携しながら、日常的なスポーツやエクササイズ等の活動が地域内で展開されることが期待される。

また、スタジアムは単なる競技施設ではなく、人々が集い、交流し、健康増進に取り組む地域活動の拠点として機能することが期待される。そのため、地区詳細計画においては、スタジアム利用者や地域住民が日常的にスポーツやレクリエー

ションに親しめる環境づくりの視点を取り入れることも重要である。

事業実施にかかる留意点

(16) 事業のモニタリング

事業の実施にあたっては、半期報告・レビューとして、定期的に報告・協議すべき共通のモニタリング項目を定めた任意の様式を基に、日常的な事業モニタリングを行う。具体的な項目としては、活動報告のほか、成果発現状況、解決すべき実施上の課題・懸案事項、事業の進捗及び成果に正または負の影響を及ぼす外部要素等がある。受注者は、6か月に1度を目途に、半期報告・レビュー用の資料を作成し、主管部及び在外拠点に提出した上で、進捗・達成状況を確認し、必要なアクションを検討する。その後在外拠点よりC/Pにフィードバックを行う。

(17) 使用言語

C/Pとの間で取り交わされる書類の言語は英語になる。C/Pには英語を不得手とする者もいるため、現地で通訳やアシスタントを起用する、ラオ語翻訳版を作成する等、円滑なプロジェクト実施のための体制を整備する。

(18) 効果的な広報

ウェルビーイングなまちづくりを推進する機運を高められるよう、一般市民を含めた幅広い関係者の理解向上に資する広報活動を積極的に実施する。また、本プロジェクトの意義、活動内容とその成果をラオスと日本の両国の国民各層、両国内外のドナー関係者等に正しく理解してもらえるような広報にも取り込む。具体的には、JICAウェブサイト上にプロジェクトページを立ち上げ、研修やセミナー、JCC等の取組みについて積極的に広報を行う。JICAウェブサイトに限らず、C/Pのウェブサイトでもプロジェクト概要および進捗等を発信することも検討する。

第4条 業務の内容

1. 共通業務

別紙3「共通業務内容」のとおり。

2. 本業務にかかる事項

(1) プロジェクトの活動に関する業務

① 成果1に関わる活動

活動1-1:チャオ・アヌウォン・スタジアムを中心とした地域ステークホルダーを把

握する。

活動1-2:地域ステークホルダーミーティングを組織する。

活動1-3: ウェルビーイングなまちづくりへの方向性を検討するために、ラオスと日本の地方自治体関係者間の学び合いプログラム (Study Visit)を実施する。

活動1-4: スタジアム企画運営アドバイザーと連携しつつ、関係者及び地域ステークホルダー間で、ウェルビーイングなまちづくりに向けたキックオフイベントを実施し、方向性を確認する。

活動1-5: ウェルビーイングなまちづくりを促進するための啓発活動（能力強化）を実施する。

② 成果2に関わる活動

活動2-1:GIS-PFを活用しつつ、対象地域の現状調査・分析を行う。

活動2-2:関係機関に対して、GIS-PFをはじめとしたまちづくりに関する研修を行う。

活動2-3:地域ステークホルダーと共に、対象地域内の主要動線やゾーンごとの特色を踏まえた、ウェルビーイングなまちづくりのビジョンやコンセプトを作成する。

活動2-4:地域ステークホルダーと協議し、地区詳細計画案を作成する。

活動2-5:ウェルビーイングなまちづくりのガイドライン案を作成する。

③ 成果3に関わる活動

活動3-1:チャオ・アヌウォン・スタジアム周辺のモデル・ストリート整備箇所を選定する。

活動3-2:ウェルビーイングなまちづくりガイドライン案に基づいて、モデル・ストリーートの整備計画を作成する。

活動3-3:モデル・ストリーートのベースライン調査を実施する。

活動3-4:ユニバーサルアクセシビリティやウォークアビリティを実証のためにモデルストリートを整備する。

活動3-5:モデル・ストリートを活用して、スタジアムの活動と連携しつつ、地域ステークホルダーと共に、ウェルビーイングなまちづくりのためのイベントを開催する。

活動3-6:モデル・ストリーートのエンドライン調査を実施する。

活動3-7:モデル・ストリート整備過程や調査結果を検証し、ウェルビーイングなまちづくりガイドライン案を修正する。

(2) 本邦研修・招へい

☒ 本プロジェクトでは、本邦研修・招へいを実施する。

本邦研修・招へい実施業務は、本契約の業務には含めず、別途契約書を締結し

て実施する（発注者が公開している最新版の「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に準拠）

☒ 想定規模は以下のとおり。

目的・研修内容	ウェルビーイングなまちづくりへの方向性を検討するために、ラオスと日本の地方自治体関係者間の学び合いプログラム（Study Visit）を実施する。1回目を中部地方2都市で実施を想定。2回目はいくつか連携候補先が挙げられているが、他の候補も含め今後検討予定。想定される自治体については配布資料「連携自治体案」を参照すること。
実施回数	合計 2回 1回目：案件開始後6カ月以内に実施する。
対象者	本案件のカウンターパート（公共事業運輸省（MPWT）住宅都市計画局（DHUP）、ビエンチャン都公共事業局（DPWT）、ならびに関係機関の職員）。なお、研修には準高級のC/Pが参加する可能性がある。
参加者数	約 8名/回（準高級2名、一般研修員6名）
研修日数	約 7日（移動日を含む）/回

（3）現地研修・ワークショップ・セミナー

本業務では現地研修・ワークショップ・セミナーを実施する。想定規模は以下のとおり。

目的	<u>ウェルビーイングなまちづくりを促進するための啓発活動・能力強化を計5回程度実施する。</u> 都市計画（地区詳細計画）、都市情報管理（GIS）、コミュニティ活動促進、障害主流化に関する啓発活動・能力強化を長期専門家と連携しつつ実施する。ただし実施については、長期専門家の在外強化費を活用する想定。
実施回数	約5回
対象者	本案件のカウンターパート公共事業運輸省（MPWT）住宅都市計画局（DHUP）、ビエンチャン都公共事業局（DPWT）、ならびに関係機関の職員）。研修内容によっては一般市民も含む。
開催期間	約1-2日/回
実施形態	対面・オンライン併用

(4) その他

① 収集情報・データの提供

- 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Web へのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。
- 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。
- 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。
 - データ格納媒体：CD-R（CD-R に格納できないデータについては提出方法を発注者と協議）
 - 位置情報の含まれるデータ形式：KML もしくは GeoJSON 形式。ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。（Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを業務完了報告書に合わせ提出）

② ベースライン調査

- ☒ 本業務では当該項目は適用しない。

③ インパクト評価の実施

- ☒ 本業務では当該項目は適用しない。

④ C/P のキャパシティアセスメント

- ☒ 本業務では当該項目は適用しない。

⑤ エンドライン調査

- ☒ 本業務では当該項目は適用しない。

⑥ 環境社会配慮に係る調査

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 研修事業を中心とする本案件の環境社会配慮カテゴリはCとなっているが、プロジェクト実施段階で環境影響を生じさせる活動が行われる場合には JICA ガイドラインに従ってカテゴリ分類の再検討を行い、発注者と協議する。

⑦ ジェンダー主流化に資する活動

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 合意文書・事前評価表に記載されたジェンダー主流化の活動を実施する。半期報告・レビュー報告書含む各種報告書等において、右の活動の進捗・成果を報告する。
- 関連するセクターの『JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き』（特に「ジェンダーの視点に立った実施・モニタリング」）に則り、実施する。

第5条 報告書等

1. 報告書等

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。
- 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後10営業日以内	日本語	電子データ	—
ワーク・プラン	業務開始から1カ月以内	日本語	電子データ	—
半期報告・レビュー報告書	6カ月ごと 2027年4月 2027年10月 2028年4月 2028年10月 2029年4月	英語	電子データ	—

第一回業務進捗報告書	業務開始から12カ月以内	日本語	電子データ	—
第二回業務進捗報告書	業務開始から24カ月以内	日本語	電子データ	—
業務完了報告書	契約履行期限末日	日本語	製本	3部
			CD-R	1部
事業完了報告書	契約履行期限末日	英語	製本	5部
			CD-R	2部

- 業務完了報告書及び事業完了報告書は、履行期限 3 か月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくはC/P等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

共通仕様書第6条に記された内容を含めて作成する。

(2) ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② プロジェクト実施の基本方針
- ③ プロジェクト実施の具体的方法
- ④ プロジェクト実施体制（JCCの体制等を含む）
- ⑤ PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- ⑥ 業務フローチャート
- ⑦ 詳細活動計画（WBS：Work Breakdown Structure等の活用）
- ⑧ 要員計画
- ⑨ 先方実施機関便宜供与事項
- ⑩ その他必要事項

(3) 半期報告・レビュー報告書

発注者指定の様式に基づき作成する。

(4) 業務完了報告書及び業務進捗報告書

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② 活動内容（PDMに基づいた活動のフローに沿って記述）
- ③ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- ④ プロジェクト目標の達成度
- ⑤ 上位目標の達成に向けての提言（業務完了報告書の場合）もしくは次期活動計画（業務進捗報告書の場合）

添付資料（添付資料は作成言語のままでよい）

- (ア)PDM（最新版、変遷経緯）
- (イ)業務フローチャート
- (ウ)WBS 等業務の進捗が確認できる資料
- (エ)人員計画（最終版）
- (オ)研修員受入れ実績
- (カ)遠隔研修・セミナー実施実績（実施した場合）
- (キ)供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
- (ク)合同調整委員会議事録等
- (ケ)その他活動実績

(5) 事業完了報告書

発注者指定の様式に基づき作成する。

2. 技術協力作成資料

本業務を通じて作成する以下の資料については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、業務完了報告書にも添付する。

- (1) 地区計画案
- (2) ウェルビーイングなまちづくりのガイドライン
- (3) モデルストリート整備報告書

3. コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に

提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- (1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- (2) 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
- (3) 詳細活動計画（WBS等の活用）
- (4) 活動に関する写真

第6条再委託

☒ 本業務では、以下の項目については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	モデルストリート整備（ベースライン、エンドライン調査含む）	スタジアム周辺地区において、試行的に小規模なモデルストリートの歩行者空間等を整備することを想定しており、対象候補地はスタジアムから延びる1km未満の道路空間とする。	1回	定額計上

第7条 機材調達

☒ 本業務では、機材調達を想定していない。

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

案件概要表

1. 案件名

国 名：ラオス人民民主共和国（ラオス）

案件名：（和）チャオ・アヌウォン・スタジアムを中心としたウェルビーイングなまちづくりプロジェクト

（英）The Project for Well-Being Urban Development Centered on the Chao Anouvong Stadium

2. 事業の背景と必要性

（１）当該国における当該セクターの開発の現状・課題及び本プロジェクトの位置付け

首都ビエンチャンは、面積 3,920 km²にラオスの人口約 758 万人のうち約 103 万人（2024 年、ラオス統計局）が居住する。近年の経済成長と人口増に伴い、市街地から郊外の農村地への急速な都市拡大が進んでいるが、十分なインフラが整わず、生活環境の悪化や緑地・湿地の消失等の都市問題が生じつつある。こうした状況を踏まえ、ラオス政府はバランスのとれた持続可能な発展を目指すべく、「第 8 次社会経済開発 5 か年計画（2016～2020）」にて「環境保全エリアと開発エリアの明確化に向けた都市及び郊外における開発計画策定」を打ち出し、「第 9 次社会経済開発 5 か年計画（2021～2025）」では「強靱なインフラ開発、地域ポテンシャルの活用」、「第 10 次社会経済開発 5 か年計画（2026～2030）」においては「自然環境保全とレジリエンス強化」を重点施策の一つとして掲げている。

我が国は、急速な都市化に伴う都市問題に対し、総合的な都市開発の計画に基づく適切な取組を図ることを目的として 2011 年に「首都ビエンチャン都市開発マスタープラン」（以下、「MP」という。）の策定協力を行った。また、「都市開発管理プロジェクト（2013～2016）」では、同 MP 調査で提案された土地利用計画の法定計画化及び法定土地利用計画案の策定を支援した。さらに「都市開発管理・促進能力強化プロジェクト」（以下、「CDUDCP」という。）（2020～2024）では、都市計画に基づいた都市開発管理・促進能力の強化を目標とし、都市開発管理の情報共有・課題解決のメカニズムの設立・運営や官民連携まちづくり、建設許可・建築基準策定等の分野における能力強化が支援された。

しかしながら、首都ビエンチャンの持続可能な発展促進のためには、CDUDCP において能力強化された都市課題解決のメカニズムの実装や、都市開発事業を促進する経験が不足しており、公共事業運輸省住宅都市計画局（DHUP）及び首都ビエンチャン公共事業運輸局（DPWT）をはじめとした関連組織に対する引き続きの能力強化が必要な状況である。

加えて、首都ビエンチャンの中心部に位置するチャオ・アヌウォン・スタジアム（CA スタジアム）は、現在、無償資金協力「チャオ・アヌウォン・スタジアム改築計画」が進められている。同事業は、障害者を含むアスリートや市民によるスタジアムの利用を通じて、国内の障害者の社会参加の促進、スポーツ・文化活動の振興、都市環境の改善に寄与することを目的としている。現在、教育スポーツ省（MOES）では CA スタジアムの運営・維持管理・多目的利用の方策を検討している一方、同スタジアム周辺のインクルーシブな空間開発やアクセシビリティの確保など、スタジアム自体だけでなく、周辺エリア全体の地区活性化やまちづくりについても日本に期待が寄せられている。

係る状況を踏まえ、CA スタジアム周辺の地域づくりを通じて、DHUP、DPWT 及びその関係機関における、都市開発やまちづくりに係る能力向上を目的とした技術協力プロジェクトを実施するものである。「チャオ・アヌウォン・スタジアムを中心としたウェルビーイングなまちづくりプロジェクト（以下、本事業）」において、「ウェルビーイングなまちづくり」とは、都市空間・制度及びサービスの改善を通じて、人々が安全に移動でき、歩行しやすい環境を確保するとともに、公共空間・公共サービスへのアクセスを可能とし、計画立案および事業実施に関する意思決定過程に主体的に参画できるまちづくりを目指すものである。あわせて、障害者や女性を含む多様なステークホルダーの参画と視点を重視し、安全性、快適性および経済性の観点から、多様な人々の生活の質の向上を図る。

また、本事業の実施にあたっては、CDUDCP を含むこれまでの協力の成果である、官民連携まちづくりガイドラインや都市経営プラットフォーム、GIS プラットフォームなども可能な限り活用する。さらに、実施においては、我が国地方自治体の知識・経験をラオス国へ共有しつつ、我が国とラオス国が共に学び合う Study Visit（ラオスと日本の地方自治体間の知見交換本邦研修）等を通じて地方創生に寄与することを目指す。

（２）当該セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本プロジェクトの位置づけ

我が国の対ラオス国国別開発協力方針（2019 年）では、重点分野のひとつとして「環境・文化保全に配慮した均衡のとれた都市・地方開発を通じた格差是正」を行うことを掲げ、均衡の取れた形での社会基盤の整備及び経済発展を実現するため、環境・文化と調和した社会構築に資する支援（都市交通改善、文化保全に配慮した観光開発など）を行うこととしている。

また、対ラオス国 JICA 国別分析ペーパー（2024 年）においても、重点課題 2 「周辺国との連結性強化を通じた質の高い経済成長」において、今後の協力の方針として、都市開発分野では都市の情勢変化を踏まえ、策定された都市計画やマスタ

ープランの実施促進等の都市開発管理に係る能力強化に資する協力を検討しており、本事業はこれら方針・分析に合致する。

さらに、JICA グローバル・アジェンダ「都市・地域開発」のうち、「まちづくり～人々のためのまちへ Cities for People～」クラスターで目指す、「インクルーシブで暮らしやすい個性豊かな都市・地域を日本の都市とともに実現する」というビジョンにも合致するものである。

(3) 他の援助機関の対応

アジア開発銀行（ADB）が 2016 年より実施中の「Vientiane Sustainable Urban Transport Project」において、高速バス輸送システム（BRT）の整備や駐車管理等支援を実施しており、本事業で対象とするエリアには BRT 駅やトランジットモールが建設される予定である。一方、2025 年 12 月には試行運転の結果を踏まえ BRT 計画の見直しが行われ、専用レーンの構造変更等が実施されるなど、実施が遅延している状況にある。スタジアムへのアクセシビリティの確保の観点からも、適宜情報共有を行い、相互連携を図る予定である。

3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、首都ビエンチャンにおいて、チャオ・アヌウォン・スタジアム（CA スタジアム）周辺の地域ステークホルダーとの合意形成体制を整備し、まちづくりに係る計画策定及び実施能力の強化を行うことにより、「ウェルビーイングなまちづくり」のモデル提案を図り、もってウェルビーイングなまちづくりの計画が他地域において展開されることに寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名

首都ビエンチャン、チャオ・アヌウォン・スタジアム周辺及び市内

(3) 本プロジェクトの受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：公共事業運輸省住宅都市計画局、首都ビエンチャン公共事業運輸局の都市開発管理・促進に従事する行政官

最終受益者：首都ビエンチャン住民

(4) 事業実施期間

2026 年 10 月～2029 年 9 月を予定（計 36 カ月）

(5) 事業実施体制

公共事業運輸省住宅都市計画局（Department of Housing and Urban Planning：DHUP）首都ビエンチャン公共事業運輸局（Department of Public Works and Transport：DPWT）

（６）他事業、他援助機関等との連携・役割分担

１） 我が国の援助活動

JICA は、首都ビエンチャンにおいて、2009 年から都市開発分野における支援を開始し、都市開発マスタープラン策定や土地利用・開発目的別のエリア分けを目的としたゾーニング計画作成。技術協力「都市開発管理・促進能力強化プロジェクト」（2020 年～2024）では、都市開発管理メカニズムの強化、GIS プラットフォーム構築、官民連携まちづくりガイドライン策定等、都市開発管理能力を強化してきた。本事業においては、当該事業で形成された都市開発管理メカニズムの実装や、GIS プラットフォーム及び官民連携まちづくりガイドラインの有効活用を行う。

また、都市交通分野においても、ビエンチャンバス公社に対しバス車両供与を行う無償資金協力や、技術協力「持続可能な都市交通システム能力向上プロジェクト」（2018～2023）においてバス公社の運営能力強化を実施してきた。本事業においても、CA スタジアム周辺のアクセシビリティ確保の観点からバス公社との連携も図っていく。

現在、障害者の社会参加やスポーツ・文化活動の振興に貢献することを目的とした無償資金協力「チャオ・アヌウォン・スタジアム改築計画」（2024 年 1 月～2028 年 8 月）支援が進められており、CA スタジアムの運営に関わるスタジアム企画運営アドバイザーも 2026 年度夏頃派遣予定。本事業においても、密な連携を図っていく。

２） 他の開発協力機関等の援助活動

国連人間居住計画（UNHABITAT）は、都市化の課題と機会について様々なステークホルダーと議論するプラットフォームである「ラオス国家都市フォーラム」を設立し、国連アジア太平洋経済社会委員会（UNESCAP）は、UNHABITAT と協力して「国家スマートシティ戦略」の策定を支援している。

2.（3）に記載のとおり、2016 年より ADB が実施する「Vientiane Sustainable Urban Transport Project」において、BRT の整備や駐車管理等を支援しており、本事業で対象とするエリアには BRT 駅やトランジットモールが建設される予定であると確認している。さらに他にも、歩道修繕、歩道拡張が実施中である他、道路交通マネジメント（車両進行方向の変更など）、Non-mortalization（Epedicab と呼ばれる、電動アシスト付き 3 輪自転車）等の実施も予定されているが、全体的に遅れが生じている。ADB 側の事業進捗を把握しながら、密な連携を図っていく。

（７）環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

環境社会配慮

① カテゴリー分類（C）

1) 横断的事項：

本プロジェクトは、温室効果ガスを 2030 年までに BAU 比 60%削減するという同国

のパリ協定に基づく「自国が決定する貢献（NDC）」における目標と矛盾が無い。また、本事業の中の、モデルストリート整備において、気候変動の影響に強靱な設計・施工を行う予定であり、気候変動適応策（副次的目的）に資する可能性がある。

2) ジェンダー分類：GI（ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件）：

＜分類理由＞本件は小規模案件であるためジェンダー案件化の対象ではないが、案件の実施に当たってはジェンダー課題へも対応を行う。詳細計画策定調査において、建設分野・都市開発分野では女性人材が少なく、意思決定過程への女性の参画機会が限定的であることから、都市開発において女性の視点が十分に反映されていないことが課題として確認された。

このため、JCC（合同調整委員会）、ワーキンググループ及び地域ステークホルダー会議においては、ラオス女性同盟とも連携しつつ、会議運営配慮（ハイブリット形式の活用や発言機会の確保等）を通じて女性の参画を促進する。また、具体的な取り組み事項として、地区詳細計画やモデルストリート整備においては、子育て世代にも配慮した計画・設計を行い、女性の視点が計画・事業に反映されるよう取り組むことが考えられる。さらに、まちづくりイベントではスタジアムとも連携しながら、女性起業家やストリートベンダー等のイベントへの参加促進が想定される。加えて、これらの取り組みについては、ラオス女性同盟とも連携しながら、メディアや SNS を活用した情報発信に努める。

（8）その他特記事項

無償資金協力「チャオ・アヌウォン・スタジアム改築計画」では、障害のある人を含むアスリートや市民による CA スタジアムの利用促進を図るために、2026 年の改築後にはスタジアム施設がバリアフリー化される予定。本事業では、スタジアム本体だけでなく、その周辺空間やアクセス環境についても、様々な人が集い、時間を過ごせるようなインクルーシブな空間にすることを目指している。このため、「ウェルビーイングなまちづくり」をコンセプトに、障害主流化の視点を取り入れながら、空間整備を進める。

さらに、スタジアム周辺のまちづくり（地区詳細計画等）やインクルーシブな地域づくりに関する知見を持つ本邦の地方自治体と連携し、技術協力プロジェクトを実施する。

4. 事業の枠組み

（1）上位目標

ウェルビーイングなまちづくりの計画が他の地域において進められている。

指標及び目標値： 3以上の地域／プロジェクトが、ウェルビーイングなまちづくりガイドラインを計画に適用している。

(2) プロジェクト目標

チャオ・アヌウォン・スタジアムを中心としたウェルビーイングなまちづくりのモデルが提案される

指標及び目標値：ウェルビーイングなまちづくりガイドラインが提出され、JCCで承認される。

(3) 成果

成果1： スタジアムを中心としたウェルビーイングなまちづくりにかかる地域ステークホルダーとの合意形成の体制が整備される。

成果2： 地域ステークホルダーと共にウェルビーイングなまちづくり計画を策定する能力が強化される。

成果3： ウェルビーイングなまちづくり推進能力が強化される。

指標及び目標値：

成果1

- ・地域ステークホルダーミーティングのTORが作成されている。
- ・地域ステークホルダーミーティングが開催されている。
- ・JCC、WG、地域ステークホルダーミーティングにおける女性参加者の割合が少なくとも15%以上である。
- ・障害者団体がWGおよび地域ステークホルダーミーティングに参加している。

成果2

- ・ユニバーサル・アクセシビリティ・デザインに関するコンセプトが、計画、建築および開発に関するルールやガイドラインに組み込まれている。
- ・関係機関が、地域ステークホルダーの意見を反映したまちづくりの重要性を認識している。
- ・ステークホルダーの意見をウェルビーイングなまちづくり計画に反映させる。

成果3

- ・モデルストリート整備の成果が、地域ステークホルダーによって肯定的に評価されている。
- ・モデルストリートにおける今後の継続的な活動の計画が議論されている。

(4) 活動

<活動1>

1-1:チャオ・アヌウォン・スタジアムを中心とした地域ステークホルダーを把握する。

1-2:地域ステークホルダーミーティングを組織する。

1-3: ウェルビーイングなまちづくりへの方向性を検討するために、ラオスと日本の地方自治体関係者間の学び合いプログラム（Study Visit）を実施する。

1-4: スタジアム企画運営アドバイザーと連携しつつ、関係者及び地域ステークホルダー間で、ウェルビーイングなまちづくりに向けたキックオフイベントを実施し、方向性を確認する。

1-5: ウェルビーイングなまちづくりを促進するための啓発活動（能力強化）を実施する。

<活動2>

2-1:GIS-PF を活用しつつ、対象地域の現状調査・分析を行う。

2-2:関係機関に対して、GIS-PF をはじめとしたまちづくりに関する研修を行う。

2-3:地域ステークホルダーと共に、対象地域内の主要動線やゾーンごとの特色を踏まえた、ウェルビーイングなまちづくりのビジョンやコンセプトを作成する。

2-4:地域ステークホルダーと協議し、地区詳細計画案を作成する。

2-5:ウェルビーイングなまちづくりのガイドライン案を作成する。

<活動3>

3-1:チャオ・アヌウォン・スタジアム周辺のモデル・ストリート整備箇所を選定する。

3-2:ウェルビーイングなまちづくりガイドライン案に基づいて、モデル・ストリーートの整備計画を作成する。

3-3:モデル・ストリーートのベースライン調査を実施する。

3-4:ユニバーサルアクセシビリティやウォークアビリティを実証のためにモデルストリートを整備する。

3-5:モデル・ストリートを活用して、スタジアムの活動と連携しつつ、地域ステークホルダーと共に、ウェルビーイングなまちづくりのためのイベントを開催する。

3-6:モデル・ストリーートのエンドライン調査を実施する。

3-7:モデル・ストリート整備過程や調査結果を検証し、ウェルビーイングなまちづくりガイドライン案を修正する。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

本付帯プロジェクトの開始前に、プロジェクト実施に必要なカウンターパート、予算が配置される。

(2) 外部条件

1) プロジェクト活動ならびに研修等に従事した技術職員の離職・異動が大量に生じない。

2) プロジェクト開始時期のラオスの都市計画ならびに地域開発に関する政策、戦略や規制に大幅な変更が生じない。

6. 過去の類似案件の教訓と本プロジェクトへの適用

ラオス国の技術協力「都市開発管理・促進能力強化プロジェクト」(2020年～2024年)において、官民連携によるまちづくりのパイロット事業が中止となった経緯がある。背景として、C/Pの職務範囲が都市計画・都市開発に限定されていたため、大規模な官民連携事業ではなく、C/Pが実施可能な小規模な事業を選定する必要があったが、その整理が不十分であったことや、民間事業者との対話が早期かつ継続的に行われなかったことも、官民連携の構築に向けた信頼形成や役割分担の明確化を妨げる結果となり、事業の中止に至った経緯がある。その教訓として、パイロット事業の検討の手順は、候補地選定、関係者との意見交換、簡易F/Sによる実現性検証、計画の作成の手順が考えられると指摘されている。本事業のモデルストリート整備を行う上での、上記の手順を踏まえて実施していく。

以 上

共通留意事項

1. 必須項目

(1) 討議議事録 (R/D) に基づく実施

- 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録 (R/D) に基づき実施する。

(2) C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を十分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

(3) プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する（評価指標を含めた PDM (Project Design Matrix)、必要に応じて R/D の基本計画の変更等。変更にあたっては、受注者は案を作成し発注者に提案する）。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う（R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等）。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が R/D 変更のためのミニッツ（案）及びその添付文書をドラフトする。

(4) 開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務める。

(5) 他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

(6) 根拠ある評価の実施

- プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

2. 選択項目

☒ 他の専門家との協働

- 発注者は、本契約とは別に、長期専門家及び／もしくは短期専門家を派遣予定である。受注者は、これら専門家と連携し、プロジェクト目標の達成を図ることとする。ワーク・プラン、半期報告・レビュー報告書、業務進捗報告書、業務完了報告書、事業完了報告書の作成に際しては、上記専門家と協働して作成する。
- 同専門家との役割分担は、第4条「2. 本業務にかかる事項」を、同専門家の活動内容は、別添4「（参考）別途派遣する専門家の業務内容」をそれぞれ参照する。同専門家の活動に係る費用は発注者が別途手配する。
- 発注者は受注者の求めに応じ、同専門家への役割分担の理解を促進する。

☒ 施工時の工事安全対策に関する検討（建設・建築を伴うパイロット事業等を行う場合）

- パイロット事業等による建設工事の実施にあたっては、受注者は「ODA 建設工事安全管理ガイダンス(2026年3月)」に沿った工事安全管理を行う。
- 具体的には、建設工事入札時は応札者（コントラクター）から「安全衛生計画」の提出を受けるとともに、契約後は工事着工前に「安全衛生環境管理プラン(HSEM)」の提出を受け、その内容をレビューする。また、施工中においても適切な施工監理が行われていることを確認すると共に、これらを含む安全対策全般に係る問題点があればコントラクターに対し改善を求める。

共通業務内容

1. 業務計画書およびワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第2期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

2. 合同調整委員会（JCC）等の開催支援

- 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会（Joint Coordinating Committee）もしくはそれに類する案件進捗・調整会議（以下、「JCC」）を設置する。JCCは、1年に1度以上の頻度で、（R/Dのある場合はR/Dに規定されるメンバー構成で）開催し、年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。
- 受注者は、相手国の議長（技術協力プロジェクトの場合はプロジェクトダイレクター）が JCC を円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行う JCC 参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
- 受注者は 必要に応じて JCC の運営、会議資料の準備や議事録の作成等、最低限の範囲で支援を行う。

3. 成果指標のモニタリング及びモニタリングための報告書作成

- 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、定期的に C/P と運営のための打ち合わせを行う。
- 受注者は、発注者及び C/P とともに事前に定めた頻度で（1年に1回以上とする）発注者所定のモニタリングのための報告書を作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。
- 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。
- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリン

グ、評価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、C/Pと成果指標のモニタリング体制を整える。

- プロジェクト終了の半年前の終了時評価調査など、プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既に実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

4. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使えるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

5. 業務完了報告書／業務進捗報告書の作成

- 受注者は、プロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた業務完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に契約期間中のプロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、次期活動計画等を含めた業務進捗報告書を作成し発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

(参考) 別途派遣する専門家の業務内容

※公示前段階であるため、今後変更の可能性あり。

< 指 導 科 目 >

まちづくり調整（合意形成）／業務調整

<派遣の目的>

ラオス国首都ビエンチャンにおいて、チャオ・アヌウォン・スタジアム周辺地区を対象としたウェルビーイングなまちづくりを推進するため、地域ステークホルダーとの合意形成体制の構築及び運営を支援するとともに、関係機関間の調整を行う。あわせて、地区詳細計画の策定及びモデルストリート整備に係る協議・実施プロセスへの参画を通じて、公共事業運輸省（MPWT）及び首都ビエンチャン公共事業・運輸局（DPWT）の地域参加型まちづくり及び事業実施能力の向上に貢献する。

<活動内容>

活動1：合意形成

- ・専門家チームと連携し、多様な関係者との関係性構築や、スタジアム周辺の地域ステークホルダー会議の運営・調整を通じて「ウェルビーイングなまちづくり」に向けた継続的な協議・対話の場の形成を支援する。
- ・本案件を通じて得られた地域参加型まちづくり及び合意形成に関する知見・手法を整理し、記録を取りまとめる。

活動2：業務調整

- ・専門家チームと連携し、啓発活動及び能力強化に係るセミナー・ワークショップ等の企画を支援し、実施する。
- ・本邦研修及び現地への調査団受入れ等に関し、日本の自治体との連絡・調整を担い、運営支援を行う。

<期待される成果>

- ・長期滞在を通じて多様な関係者との関係性を構築し、関係者をつなぐハブとして機能することで、事業の円滑な推進に貢献する。
- ・C/Pと協働して実施することで、C/Pのまちづくりに関する調整能力、ファシリテーション能力が強化される。
- ・本案件を通じて得られた地域参加型まちづくり及び合意形成に関する知見・手法が整理・蓄積される。

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：：都市計画に係る業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

＊ 1) 及び 2) を併せた記載分量は、10 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

別紙5 プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事予定者が担う担当専門分野を提案してください。評価対象業務従事予定者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

また、評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

- ① 【業務主任者（業務主任者／〇〇 格付けの目安（2号）】対象国及び類似地域：ラオス国及び東南アジア地域
- ② 語学能力：英語

2. 業務実施上の条件

（１）業務工程

「第２章 特記仕様書案」を参照し、求められている業務の工程を確認してください。

（２）業務量目途と業務従事者構成案

１）業務量の目途

約 18.57 人月

本邦研修に関する業務人月3.8を含む（本経費は定額計上に含まれる）。なお、上記の業務人月には、事前業務も含まれます。

業務従事者構成の検討に当たってはR/Dに記載されている専門家の専門分野に留意すること。

２）渡航回数の目途 延べ30回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

（３）現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- モデルストリート整備（ベースライン、エンドライン調査含む）

（４）配付資料／公開資料等

１）配付資料

- 要請書
- 署名R/D
- 詳細計画策定調査報告書
- ラオス国「都市開発管理・促進能力強化プロジェクト」_都市経営プラットフォーム（UMP）
- ラオス国「都市開発管理・促進能力強化プロジェクト」_Guideline for Promotion of Collaborative Urban Development（En）
- 連携自治体案 （※非公開資料として限定共有） ※本資料については、JICA都市・地域開発グループ第一チームから配布します ので、imgge@jica.go.jp 宛てにご連絡ください。 依頼メール件名：「資料送付依頼_（調達管理番号）_（法人名）」

2) 公開資料

- ラオス国スタジアム企画運営アドバイザー業務（現地滞在型）_公示資料
20260311_255945_5_02.pdf

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置（ラオス語⇄英語）	無 CPとの間では英語可ですが、プロジェクトサイトでのコミュニケーションはラオス語となります。
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

(6) 安全管理

- 1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ラオス事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

2)

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

（１）契約期間の分割について

第１章「１．競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

（２）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含める可否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

83,582,000円（税抜）

※ 上記の金額は、下記（３）別見積としている項目、及び（４）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※ 本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

(3) 別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について（該当する□にチェック）

■本案件は定額計上があります（34,537,000円（税抜））。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

【記載例】

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	モデルストリート整備（ベースライン、エンドライン調査含む）	第3条 実施方針及び留意事項 2. 本業務に係る実施方針及び留意事項 (11) 成果3	20,000,000円	モデルストリート整備（ベースライン、エンドライン調査含む）一式	再委託

3	本邦研修にかかる経費	第4条 業務の内容 4. 本業務にかかる事項 (5) 本邦研修	14,537,000円	報酬(事前業務(3号0.4人月/回及び5号1人月/回で想定、提案は認めない)、及び同行(現時点では2号0.25人月/回、3号0.25人月/回:研修内容を踏まえ提案、見直し可)	報酬 国内業務費
---	------------	---	-------------	---	-------------

(5) 見積価格について

各費目にて合計額(税抜き)で計上してください。

(千円未満切捨て不要)

(6) 旅費(航空賃)について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用(買替対応費用)を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください(首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く)。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

別紙5：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評 価 項 目	配 点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制（本邦／現地）	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	60	
(2) 要員計画／作業計画等	(10)	
ア) 要員計画	5	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力：業務主任者／〇〇	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力：副業務主任者／〇〇	(－)	(8)
ア) 類似業務等の経験	－	4
イ) 業務主任者等としての経験	－	2
ウ) 語学力	－	1
エ) その他学位、資格等	－	1
3) 業務管理体制	(－)	(4)